

【サピエンチア会 会則】

2020年（令和2年）6月1日改訂版

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、**サピエンチア会** と称する。

（目的）

第2条 本会は、サピエンチア会 会員相互の交誼を厚くし、発展に寄与する事を目的とする。

第2章 事業

（事業）

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- ①母校、旧：英知短期大学、旧：英知大学、旧：聖トマス大学の資料の開示並びに管理。
- ②会員名簿の管理。
（個人情報保護法に基づき、住所録開示申請書の提出を義務付ける。尚、行政文書開示請求書をもって、住所録開示申請書とし、開示後の請求書は交付後、当会において1年間保存するものとする。）
- ③会員の相互の親睦を計るために開催するサピエンチア・フェスティバル等の行事並びに教養の為の事業。
- ④情報交換の場を創り異業種・異世代間の情報交換等で会員相互の活性化並びに社会貢献に繋げる。
- ⑤その他、前各号の目的を達成する為に必要な事業。

（活動の拠点）

第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県尼崎市若王寺二丁目18番2号「あまがさきひと咲きプラザ(元：母校)」内に置く。

第3章 会員

（会員）

第5条 本会の会員及び特別会員は以下の者とする

- ① 会員は、旧：英知短期大学、旧：英知大学及び同大学院、旧：聖トマス大学及び同大学院に在籍された方、教職員等であった方とする。
- ② 特別会員は、旧母校の特別後援者並びに旧：英知学院地元住民特別

関係者とする。

(会費)

第6条

- ① 会員には毎年3月31日(会計年度末日)までに会の維持費として寄付金を会報と共に送られる払込取扱票にて振り込みをお願いするものとする。
- ② 寄付金は1口金1,000円以上とする。

(公示)

第7条 寄付者に対しては、感謝の意を表し、その御氏名を会報又はウェブサイトに掲載する。

第4章 役員会及び役員

(組織及び職務)

第8条 本会は役員会をもって意思決定機関とし、
本会には次の役員を置くことができる

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 幹事長 1名
- ④ 会計 2名
- ⑤ 会計監査 2名
- ⑥ 幹事 若干名

(2)

- ① 会長は会務を統括し、会員総会並びに役員会を招集することができる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれを代行する。
- ③ 幹事長は本会の日常会務を執行するものとし、必要に応じて会長が選任する
- ④ 幹事は本会の業務運営を円滑にするために役員会に参加し、会務執行の為に会員相互の連絡に当たるものとする。
- ⑤ 会計は、本会会計業務に従事する。
 - ① 本会、銀行口座(サピエンチア会)の開設、出納、管理・確認に関する業務
 - ② 寄付金の徴収・領収書の発行等金銭管理業務等
- ⑥ 会計監査は本会の会計を監査し、役員会にてその結果を報告する。

(3) 本会は役員会の協議により以下の役職を定めることができる。

- ① 顧問：相談役 若干名
- ② サポーター(非役員) 若干名

(4)

- ①顧問・相談役は本会の運営に関し会長の諮問に応ずるものとする。
- ②サポーターは本会のイベント、その他の活動の協力者として本会及び役員会の活動を支援する。
- ③役員名簿は別途名簿を作成し、当会のウェブサイト又は会報にて告知するものとする。
- ④当会は会報又はウェブサイトを活用して、その活動報告・幹事・サポーター等の協力者の募集等並びに本会に対する要望・意見の募集等をおこなう。

(役員を選任及び議決方法)

第9条

- ① 会長及び副会長、会計監査は、役員会において会員の中から特別決議の賛成をもって選任する。
- ② 幹事長並びに会計、及び幹事は会長、副会長が協議し委嘱する。
- ③ 顧問・相談役は会長・副会長・幹事長が協議の上、必要に応じて会長が委嘱する。
- ④ 幹事は本会会員の中から役員参加希望者に対し、役員会の普通決議をもって選任する。

尚、決議方法については本則第16条にて定める。

(役員等の任期及び解任)

第10条

- ① 本会の役員の任期は1期3年とする。
但し、最終の決算期の定時役員会終了の時まで伸延することができる。
尚、役員の前任は妨げない。
- ② 本会役員は会務の執行に当たり善良なる管理者としての注意義務並びに誠実義務を有し、任期中においても理由の如何を問わず毎月の役員会に協力できない状況になった場合、本人に調査確認の上、役員会の決議により退任させることができる。
但し、社会情勢等に鑑み特段の事情がある場合には、会長が承認の上ウェブでの会議出席を認めるものとする。

- ③ 前号の他本会の役員会に不適切な役員が発生した場合には、会長の名に於いて臨時役員会を招集し、これを解任することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①この会則等に違反し、当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金(寄付金)及びその他の抛出金品は、返還しない。

第5章 会議

(役員会)

第13条 本会の役員会は本会の意思決定機関とし、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。尚、本会の役員会は原則、毎月1回開催する。(当面の開催場所及び時間として、従たる事務所であるサクラファミリアにおいて原則、毎月第三金曜日19時に開催するものとする)但し、日時の変更、及び臨時役員会は会長が必要に応じて告知し、開催することができる。

(会員総会)

第14条 総会は会長が招集し、開催することができる。

- ①会長は、必要に応じて、会員総会を招集し、会員相互の親睦と意見の交換並びに事業の報告を計ることができる。

- ② 年間行事及び会員総会の日時及び場所並びに報告事項は役員会で決議し、ウェブサイト又は会報で掲載する。

(役員会決議事項)

第15条 本会は次の事項は役員会に提出し、特別決議にてその承認を受けなければならない。

- ①事業報告及び収支決算報告書
- ②事業計画及び収支予算書
- ③会長、副会長並びに会計監査の選任又は解任
- ④会則の改正

(役員会決議)

第16条

- ① 本会の役員会の普通決議は出席役員の過半数の承認をもって決める。
尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。
- ② 本会の特別決議事項は全役員の3分の2以上の出席をもって発議し、出席者の過半数以上の同意をもって議決する。

(決議方法)

第17条

- ① 本会の役員会は会長、副会長、幹事長、会計、幹事によって構成され本会運営の根幹に必要な重要事項を決議する場合には特別決議をもって議決する。尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。
- ② 会員、非会員に関わらず役員会が必要と認めた場合、その分野において見識の豊かな専門家をオブザーバーとして招聘し、見解及び指導を仰ぐことができる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。

(会計)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日までとし、会計監事が調査確認の上、3ヶ月以内に開催される役員会で報告し承認を得るものとする。

第7章 附則

(会則変更)

第20条 本会の会則変更は特別決議事項とする。

(追加事項)

第21条 本会則に定め無き事項は役員会において追加事項とするか、特例事項として別途、定めることができる。

(解散)

第22条 本会が社会情勢等に鑑みやむなく解散する場合は、臨時役員会の特別決議をもって解散し、その旨を役員全員が署名捺印の上、ウェブサイト等をもって会員全員に告知する。尚、残余財産については、適正な会計監査が行われた上、役員会の決議をもって下記の機関に全額寄付するものとする。

記

大阪市北区豊崎三丁目12番8号
カトリック大阪大司教区
「サクラファミリア」

(施行)

第23条

1. この会則は、昭和38年4月1日より施行する。
2. この会則は、昭和46年10月31日から施行する。
3. この会則は、昭和54年11月3日改訂、昭和55年1月1日から施行する。
4. この会則は、昭和60年11月3日から再改訂施行する。
5. この会則は、昭和63年11月4日から施行する。
6. この会則は、平成3年11月4日から施行する。
7. この会則は、平成7年11月4日から施行する。
8. この会則は、2017年（平成29年）7月1日から施行する。
9. この会則は、2018年（平成30年）11月1日から施行する。
10. この会則は、2020年（令和2年）6月1日から改訂する。